

奈井江町まちづくり懇談会等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の町政に対する理解を深め、町民との協働によるまちづくりを推進するための懇談会の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり懇談会 町長が、町民、町内関係組織、団体等を対象に、まちづくり等に関する各種情報を幅広く提供し、町民と直接意見交換するもので、町の主催により実施する。
- (2) タウンミーティング 町長が、連合区、行政区、町内関係団体及び5名以上の町民（以下「実施団体」という。）を対象に、まちづくり等に関するテーマについて意見交換するため実施する。

(まちづくり懇談会)

第3条 まちづくり懇談会の周知は、原則として町の広報紙、ホームページ等で行うこととするが、町長が必要と認めるときは、町内関係組織、団体等に出席を依頼することができる。

2 まちづくり懇談会の町の出席者は、町長、副町長、教育長、関係課長等とする。

(タウンミーティング)

第4条 タウンミーティングは、実施団体からの申込み又は町から実施団体への依頼により実施する。

- 2 開催を希望する実施団体は、原則として開催の30日前までに、タウンミーティング開催申込書（様式第1号）により町長に申し込みするものとする。
- 3 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、内容等を確認の上、実施の可否を決定し、タウンミーティング開催可否通知書（様式第2号）により実施団体に通知する。
- 4 タウンミーティングの町の出席者は、町長及び関係課長等とする。
- 5 開始時間は、午前9時から午後9時までのうち2時間以内とし、開催場所は町内とする。
- 6 懇談内容の公開について、実施団体の意向に基づき、公開することができる。

(庶務)

第5条 懇談会等の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月8日から施行する。

附 則（令和4年4月15日規程第19号）

この規程は、公布の日から施行する。